

広域連携調査特別委員会

資料

(平成22年9月16日)

1	関西広域連合への参加に係る経費メリット	1
2	関西広域連合分賦金の試算(22～24年度予算)	2
3	関西広域連合に係る規約案について	3
	(資料1) 関西広域連合規約案	
	(資料2) 関西広域連合設立案	

企 画 部

関西広域連合への参加に係る経費メリット

(資料「関西広域連合(仮称)設立案」の『IV財政』に示されている24年度をベースに試算)

◎広域連合へ参加するために必要な経費

【経費は平年ベース(単位:千円)】

総務費算出 ルールの区分	広域連合参加に (総務費)		県単独 又は 連携により 実施する経費 ③	経費の差額	
	特例 措置案 ①	原案 ②		特例 措置案 ①-③	原案 ②-③
	負担率 1/2	均等割			
計	25,570	34,516	25,730	▲ 160	8,786
総務費	10,436	19,381		10,436	19,381
事業費	1,404	1,404	12,000	▲ 10,596	▲ 10,596
ドクターヘリ	13,730	13,730	13,730	0	0

※『特例措置案①』は、平成22年7月22日開催の担当者レベルの会議で事務局より示された少数の事務のみに参加する団体(3事業以下)に対し、総務費を通常団体の1/2に減額する案。

<参考1>ドクターヘリを県単独で実施すると想定した場合の比較

【経費は平年ベース(単位:千円)】

総務費算出 ルールの区分	広域連合参加に (総務費)		県単独実施に 要する経費 ③	経費の差額	
	特例 措置案 ①	原案 ②		特例 措置案 ①-③	原案 ②-③
	負担率 1/2	均等割			
計	25,570	34,516	117,000	▲ 91,429	▲ 82,484
総務費	10,436	19,381		10,436	19,381
事業費	1,404	1,404	12,000	▲ 10,596	▲ 10,596
ドクターヘリ	13,730	13,730	105,000	▲ 91,270	▲ 91,270

※『特例措置案①』は、平成22年7月22日開催の担当者レベルの会議で事務局より示された少数の事務のみに参加する団体(3事業以下)に対し、総務費を通常団体の1/2に減額する案。

<参考2>鳥取県が参加を予定している分野

ア: 広域観光・文化振興分野

事務	内容
(ア)「関西観光・文化振興計画」の策定	関西を魅力ある観光圏としていくために、関西が一体となって主体性を持ち、創意工夫に基づく効果的な取組を推進する観光・文化振興ビジョン「関西観光・文化振興計画」を策定
(イ)広域観光ルートの設定	東アジアや欧米をメインターゲットに、関西の魅力ある観光資源を有機的につなぐ観光ルートの設定、情報を発信
(ウ)海外観光プロモーションの実施	「関西」をさらに魅力ある観光圏としてアピールするため、広域連合長自らがトップセールスを行うなど海外観光プロモーションを実施
(エ)「関西地域限定通訳案内士(仮称)」の創設	関西地区全般の案内が行える「関西地域限定通訳案内士(仮称)」を創設
(オ)「通訳案内士」(全国)の登録等	現在、各府県で実施している「通訳案内士(全国)」について、広域連合が一元的に登録事務及び運用を実施
(カ)関西全域を対象とする観光統計調査	関西の観光地をさらに魅力あるものにするために、統一的な基準・手法による観光統計調査を実施
(キ)関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一	訪日外国人観光客等の広域観光の利便性の向上のため、関西全域における観光案内表示の統一基準を作成

イ: 広域医療分野

事務	内容
(ア)広域的なドクターヘリの配置・運航	関西全体におけるドクターヘリの効果的・効率的な配置・運航
(イ)「関西広域救急医療連携計画」の策定	関西の府県域を越えた広域救急医療連携(ドクターヘリ等)による広域救急医療連携のさらなる充実に向け、「関西広域救急医療連携計画」を策定
(ウ)広域救急医療体制充実の仕組みづくり	救急患者に対する迅速な医療の提供に向けた広域連携のあり方を検討

関西広域連合分賦金の試算（22～24年度予算）

試算条件

- 総務費 ⇒ 管理費及び総務企画部門人件費は原則均等とする
ただし、参加事業数が3事業以下の場合は、他団体の1/2の負担とする
資格試験・免許等の人件費は事業費ルールにより負担
- 事業費 ⇒ 鳥取県は、2分野（観光、医療）に参加として試算
徳島県は、6分野（防災、観光、産業、医療、環境、研修）に参加として試算
その他の府県は、全事業分野に参加として試算
- 特定事業費 ⇒ ドクヘリは23年度から運航予定

分賦金

（単位：千円）

	全体額			鳥取県負担額		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24
計	83,092	387,693	409,329	6,037	25,770	25,570

総務費

（単位：千円）

	全体額			鳥取県負担額		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24
管理費	37,679	45,922	45,670	2,898	3,532	3,513
総務企画部門人件費	39,600	90,000	90,000	3,046	6,923	6,923
資格試験・免許等人件費	900	30,000	40,000	—	0	0
計	78,179	165,922	175,670	5,945	10,455	10,436

事業費（特定事業を除く）

（単位：千円）

	全体額			鳥取県負担額		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24
広域防災 （人口）	953	13,280	12,652	0	0	0
広域観光・文化振興 （人口50・宿泊施設数50）	1,060	21,607	19,622	69	1,403	1,274
広域産業振興 （人口50・事業所数50）	816	25,060	19,736	0	0	0
広域医療 （人口）	825	6,246	4,476	24	182	130
ドクヘリ運航経費（特定事業）	0	104,916	104,916	0	13,730	13,730
広域環境保全 （人口）	878	29,501	28,621	0	0	0
資格試験・免許等 （受験者数）	211	17,970	32,616	0	0	0
広域職員研修 （初年度は、均等）	170	3,191	11,020	0	0	0
計	4,913	221,771	233,659	93	15,315	15,134

関西広域連合に係る規約案について

関西広域連合への参加に当たり、各府県議会の議決が必要となる「関西広域連合規約案」の概要は、次のとおり。

第1条	広域連合の名称
第2条	広域連合を組織する地方公共団体 ⇒ 設立の検討に参加している滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県及び鳥取県の2府5県を規定
第3条	広域連合の区域
第4条	広域連合の処理する事務 ⇒ 広域連合で処理する事務を規定するとともに、部分参加をする府県の参加事務について規定
第5条	事務の追加 ⇒ 広域連合で処理する事務を追加するときは、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行うことを規定 ⇒ 国から権限移譲を受けて事務を処理しようとするとき等は、構成団体と協議をすることを規定
第6条	広域連合が作成する広域計画の項目
第7条	広域連合の事務所
第8条	広域連合の議会の定数 ⇒ 議員定数は20名と規定
第9条	広域連合議員の選挙の方法 ⇒ 構成団体の議会において、各議会の議員から選挙により選出することを規定 ⇒ 構成団体の議会ごとに選挙する人数の配分方法を「均等配分1名＋人口割配分1～4人（人口250万人ごとに1名）」と規定 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【議席配分の試算】 滋賀県2名、京都府3名、大阪府5名、兵庫県4名、 和歌山県2名、徳島県2名、鳥取県2名</p> </div>
第10条	広域連合議員の任期 ⇒ 任期は、構成団体の議員としての任期によることを規定
第11条	広域連合の議会の議長及び副議長 ⇒ 広域連合議員から議長及び副議長1人を選挙により選出することを規定
第12条	広域連合の執行機関の組織 ⇒ 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置くことを規定
第13条	広域連合の執行機関の選任の方法 ⇒ 広域連合長は、構成団体の長から選挙により選出することを規定 ⇒ 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長から選任することを規定
第14条	広域連合の執行機関の任期 ⇒ 広域連合長及び副広域連合長の任期は2年とすることを規定

第 15 条	広域連合委員会等の設置等 ⇒ 広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について協議するために、構成団体の長で構成する関西広域連合委員会を設置することを規定
第 16 条	広域連合協議会の設置 ⇒ 広域にわたる課題等について幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を設置することを規定
第 17 条	選挙管理委員会
第 18 条	監査委員
第 19 条	補助職員
第 20 条	広域連合の経費の支弁の方法 ⇒ 構成団体の負担金の負担割合について規定 ⇒ 部分参加の場合の負担金額の減額について規定
第 21 条	規則への委任